

令和6年度 障害福祉サービス等に関する事業所説明会

令和6年度の実地指導の報告について

杉並区 障害者施策課 指導担当

令和7年3月

1 今年度（令和6年度）の実地指導の状況

（1）区単独で実施した実地指導の状況

6事業者・7事業（サービス）において、実地指導を実施。

- ◆内訳：特定相談支援・障害児相談支援、2箇所
居宅介護支援（居宅介護、重度訪問介護）1箇所
児童発達支援、1箇所
放課後等デイサービス、2箇所

(2) その他の実地指導等の状況

4事業者・4事業（サービス）において実施。

◆内訳

- ①区実地指導後のモニタリング（就労継続支援B型、1箇所）
- ②東京都の実地調査に同席（居宅介護支援、1箇所）
- ③臨時訪問聞取り（特定相談支援・生活介護・短期入所
施設入所支援、1箇所）

(3)実地指導で指摘があった事例

①重要事項説明書が不十分な事例

◆区市町村の①苦情相談窓口と②虐待相談窓口が未記載または誤記載。

※ ①苦情相談窓口と②虐待相談窓口は、混同しやすいので要注意！

◆各利用者の主治医と緊急連絡先が未記載。

➡改善結果

変更（訂正）後、改めて利用者等の署名を得た。

(3) 実地指導で指摘があった事例

② 日誌等の不備事例

◆ コメント内容が、毎回同一で、個別の課題・対応となっていない。

➡ 改善結果

● 利用者の状況で気づいた点を記載するようにした。

2 昨年度（令和5年度）より既に義務化されている項目について

- （1）虐待防止・権利擁護の取組み
- （2）身体拘束の適正化の取組み

(1) 虐待防止・権利擁護に必要な取組みとは

①虐待防止委員会を設置し、定期的を開催する (年1回以上)

* 身体拘束適正化委員会と合わせて開催することも可能

②委員会の検討結果 (内容) を従業者に周知する

③虐待防止等責任者の設置する

④全従業者に対し研修を実施する (年1回以上)

* 身体拘束適正化研修と合わせて実施することも可能

➡上記の基準を満たしていない場合は、今年度 (令和6年度) より、
減算対象となった。<<虐待防止措置未実施減算【新設】>>

* 全サービスが対象

（２）身体拘束の適正化を図るために必要な取組み （事項・措置）とは

①身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催する（年１回以上）

＊虐待防止委員会と合わせて開催することも可能

②委員会の検討結果（内容）を従業者に周知する

③身体的拘束等の適正化のための指針を整備する

④全従業者に対し研修を実施する（年１回以上）

＊虐待防止研修と合わせて実施することも可能

➡＜身体拘束廃止未実施減算＞が、昨年度（令和５年度）より適用済。

＊計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービスが対象

3 今年度（令和6年度）で、経過措置が終了して、全サービスで減算対象になるもの。

- （1）感染症の発生及びまん延の防止等の取組み**
- （2）業務継続計画（BCP）の策定その他の取組み**

(1) 感染症の発生及びまん延の防止等の取組み

- ①感染症の発生及びまん延の防止等の委員会の設置・開催と検討結果（内容）を従業者へ周知
- ②感染症の発生及びまん延の防止等に関する指針の整備
- ③従業者への研修の実施（年2回以上）
- ④訓練（シュミレーション）の実施

* **BCP**の研修・訓練と合わせて実施することも可能

(2) 業務継続計画（BCP）の策定の取組み

各施設・事業所ごとに、策定等が必要です。

感染症や災害の発生時に、利用者に対するサービスの提供を継続的に行い、非常時の体制で業務再開を図るための計画です。

(1)計画の策定 ①**感染症分野**と②**災害（火災・地震・水害）分野**

(2)従業者に対して計画を周知

(3)計画に従って、従業者の研修と訓練の実施（年1回以上）

(4)定期的な計画の見直し

(5)必要に応じて計画の変更

➡令和7年4月1日から義務化済 ≪業務継続計画未策定減算≫

*一部サービスに適用されていた猶予措置は、令和7年3月31日で終了。

2 今年度（令和6年度）より義務化された項目について

≪情報公表未報告減算≫【新設】

障害者総合支援法第76条の3(※)の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

・ サービス種別により、所定単位数の10%または5%を減算

※指定特定相談支援事業者は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の提供を開始しようとする時は、情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

備考：障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する減算。

2 今年度（令和6年度）より義務化された項目について

「都道府県による確認」【新設】

都道府県知事は、指定障害者福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から、障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく、情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。